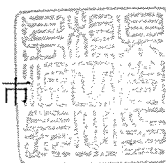


地 活 第 129 号

令 和 5 年 5 月 8 日

三隅地域協議会会長 様

浜田市長 久保田 章 市
(地域活動支援課)浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会委員の推薦に
ついて (依頼)

平素は、市政運営に際しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、住民主体のまちづくりを支援する施策の一つとして、「浜田市まちづくり総合交付金制度」を導入しております。

現行制度については、令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間(第3期)として実施しており、令和5年度は中間年度に当たることから、「浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会」を設置し、制度内容の中間検証を行いたいと考えております。

つきましては、本委員会に貴団体から1名の委員にご就任いただきたいと考えておりますので、下記のとおり委員候補者をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 委員会の名称 | 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会 |
| 2 概要 | 別紙のとおり |
| 3 委員任期 | 第1回委員会開催日～令和6年3月31日 |
| 4 委員の推薦方法 | 別紙「推薦書」を5月18日(木)までに提出 |

【問合せ先】

浜田市地域政策部 地域活動支援課
地域活動支援係 担当：福間・若松〒697-8501 浜田市殿町1番地
電話 (0855) 25-9201 (直通)
FAX (0855) 23-1866

浜田市まちづくり総合交付金制度の検証について

1 趣旨・目的

令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間（第3期）として実施している「浜田市まちづくり総合交付金制度」について、住民主体による協働のまちづくりをより一層推進する交付金制度となるよう、制度内容の検証及び検討するもの

2 検討体制

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会を設置し、検証及び検討する。
（設置要綱は別紙のとおり）

3 委員構成（8名）

要綱上の区分	対象団体等
(1) 識見者	島根県立大学
(2) 各種団体から推薦された者	各地域協議会（5名）
	浜田市まちづくりセンター合同連絡会
(3) 関係行政機関の職員	島根県西部県民センター

※ 事務局：地域政策部地域活動支援課

4 検討等のスケジュール（案）

時期	内容
令和5年 4月	委員推薦依頼
5月	第1回検討委員会 ・正副委員長の選任 ・まちづくり総合交付金について ※ 過去の経緯や活用状況などの情報共有 意見交換 ・今後の予定について
6月	第2回検討委員会 ・第1回会議での意見等を踏まえて検証
7月	第3回検討委員会 ・検証結果（案）の検討
9月	第4回検討委員会 ・検証結果のまとめ
10月	（新年度予算要求に反映）
令和6年 1月～	（新制度の周知） ※ 予算成立を条件とした周知